

法務省 東京矯正管区

Tokyo Regional
Correction
Headquarters



業務内容

東京矯正管区は、関東1都6県に新潟県、長野県、山梨県及び静岡県を加えた地域に所在する矯正施設の適切な管理運営を担う法務省の機関です。矯正施設では再犯防止に向けた様々な仕事をしています。

■ 刑務所及び少年刑務所 ■

主に受刑者を収容し、刑務作業を適正に行わせたり、受刑者が出所した後、再び犯罪をしないように改善指導や教育をして社会復帰の手助けをします。

■ 拘置所 ■

主に被疑収容し、刑事訴訟手続を円滑に遂行させることを目的とした施設で、公平な裁判を受けられるように配慮しています。

■ 少年院 ■

家庭裁判所から少年院送致決定を受けた少年を収容し、生活指導、職業指導、教科教育等の矯正教育を実施し、少年の立ち直りの支援を行う専門機関です。

■ 少年鑑別所 ■

家庭裁判所から観護措置決定を受けた少年を収容し、心理学等の専門知識に基づいて調査を行って非行の原因を探り、指導・教育方針を立てる専門機関です。また、一般の方からの相談等に応じる「地域援助」も行っています。

職員数

刑務官：

約18,000人
主に刑務所、少年刑務所、拘置所で勤務しています。

法務教官：

約3,000人
主に少年院、少年鑑別所で勤務しています。

矯正心理専門職：

約300人
主に少年鑑別所で勤務しています。

勤務地・転勤・昇進

勤務地については、本人の希望を考慮して決定しており、原則として東京矯正管区管轄地域内において異動します。

昇進については、能力主義の人事管理を行っており、各段階での研修が実施され、更に上位の研修を競争試験により受けることにより、幹部職員となる道も開かれています。

先輩からのメッセージ

職員課 先輩T：

私は平成27年度刑務官採用試験に合格し、現在は東京矯正管区職員課で勤務しており、諸手当の認定等の業務に従事しています。

志望動機としては、国の刑事政策に関わる仕事がしたいと思い、刑務官を志望しました。

採用後は、現場で3年間保安業務に携わり、「治安の最後の砦」として、施設の規律及び秩序の維持のために勤務していました。

現在は、その現場の第一線で働く職員を支える仕事をしています。矯正職員は、決して派手ではありませんが、社会を守り、人と向き合い、更生に導く、重要な使命を背負っており、大変やりがいのある仕事です。

皆様と一緒に働ける日を楽しみにしています。



QRコードで
アクセス!



〒330-9723

さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館13階
法務省 東京矯正管区 職員課

<TEL> 048-600-1502

<FAX> 048-600-1505

<東京矯正管区HP>

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00101.html